

県北広域振興局長告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和2年12月22日

県北広域振興局長 高 橋 進

1（1）路線名 明戸八木線

（2）供用開始の区間 九戸郡洋野町種市第3地割字小田沢69番31地先から67番43地先まで

（3）供用開始の期日 令和2年12月22日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 令和2年12月22日から令和3年1月22日まで

2（1）路線名 八木港線

（2）供用開始の区間 九戸郡洋野町種市第3地割字小田沢6番1地先から67番60地先まで

（3）供用開始の期日 令和2年12月22日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部

イ 期間 令和2年12月22日から令和3年1月22日まで